

京都市都市計画局 営繕工事における猛暑及び熱中症対策に係る試行要領

1 目的

本要領は、建設産業における労働者の労働環境の改善と担い手の確保を図ることを目的に、都市計画局が発注する営繕工事における猛暑及び熱中症対策の試行に関し、必要な事項を定めるものである。

2 基本方針

- (1) 猛暑を考慮した工期設定「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について（国営計第173号、国営建技第14号（令和6年3月22日）大臣官房官庁営繕部）」による「営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針」に基づき、工事発注時に過去の観測値に応じた作業不能日数を見込んだ工期とする。

また、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合には、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

- (2) 熱中症対策について、一般的な熱中症対策に関する項目以外の対策においては、その費用の計上に関し、受注者は発注者と協議することができるものとする。

3 対象工事

工期に、WBGT値（暑さ指数）公表の対象期間である4月から10月までの期間が含まれる工事とする。

4 工事発注時に見込む作業不能日数の算定

工事発注時に工期に見込むべき、猛暑による作業不能日数は、以下に基づき算定する。

- ① 定時の現場作業時間を8時から17時までとし、4月から10月までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）、定時の現場作業時間において、工事場所近傍の観測地点における環境省が測定・公表するWBGT値が31以上となった時間を、直近過去5年間のWBGT値データに基づき算定する。
- ② ①で算定した時間を年ごとに日数に換算したうえで、5か年の平均を作業不能日数とする。なお、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

5 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、工事場所近傍の観測地点における環境省が測定・公表するWBGT値が31以上となった時間であり、かつ、受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものとする（小数点以下第1位を四捨五入する。）。

この日数が、特記仕様書に明示する日数と著しく乖離する場合には、受注者は発注者と工期の延長について協議することができるものとする。

6 熱中症対策に係る費用

一般的な熱中症対策に関する費用（※）は、共通仮設費率及び現場管理費率等（国土交通省官庁営繕部「公共建築工事共通費積算基準」に基づく）に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例：遮光ネット（仮設足場に設置するものに限る）等）を実施する場合には、その費用の計上について受注者は発注者と協議することができるものとする。

（※）一般的な熱中症対策に関する項目

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場用換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、ファン付きウェア
- ・ ドライミスト
- ・ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

附則

本要領は、令和8年7月1日以降に設計を行う工事から適用する。